

令和6年度
河南二期農業水利事業

赤井堀排水路(その4)工事

特 別 仕 様 書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総則

河南二期農業水利事業赤井堀排水路(その4)工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、河南二期農業水利事業計画に基づき、赤井堀排水路の改修を行うものである。

2 工事場所

宮城県石巻市広瀬地内他

3 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

施工延長 L=844.11m

測点No. 43+60.00～No. 47+62.21、No. 48+71.79～No. 53+13.69

内訳

(1) 土工

①堆積土掘削・曝気・運搬 1,780m³

(2) 既設護岸補修工

①間詰コンクリート 167箇所

(3) 既設構造物取壊工

①2号橋 1式

②3号橋 1式

(4) 仮設工 1式

4 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工期

本工事は受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙-2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は発注者が166日より短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。
また、現場に搬入しない資材等の手配を行うことが出来るが、資材の搬入や仮設物の設置等、
工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月10日（工事完了期限日）まで

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天、休日等75日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を実施しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、調整を図り、双方の工事工程に支障が生じないようにしなければならない。

工事名	施工予定時期
広渚沼機場建設工事	令和4年12月27日～令和7年3月10日
広渚沼機場ポンプ設備建設工事	令和5年3月10日～令和7年3月10日
広渚沼機場除塵設備他製作据付工事	令和5年8月18日～令和6年12月16日

2 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 本工事の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。

3) 地域住民等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するとともに、その対応等について協議するものとする。

4) 工事区域内への進入公道については、工事車両は低速で走行するものとし、一般車両の交通を優先するなどの処置を受注者の責任のもと、資材搬入車両等も含めた全工事車両に対し周知し、交通安全に万全を期さなければならない。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表に示す位置に、工事期間中に延べ 30 人計画している。

配置場所	交通誘導警備員	編成	配置時間
国道 108 号線から赤井堀排水路への進入部	1 名／日	検 定 合 格 者 1 名	現場作業時間

(3) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先し、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において路面清掃等の維持管理を行うとともに、事故防止に努めなければならない。

(4) 防塵対策

防塵対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(5) その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3 関係機関との調整

(1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1－1－42 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。

(3) 本排水路は施設管理者が施設の維持管理を行うために、排水路内で作業を行うことがあることから、水路内の滞水を下流へ排水する場合は、監督職員及び施設管理者へ事前に連絡するものとする。

4 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

(1) 架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1－1－3 4 及び 3－2－2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第 5 章 指定仮設

1 工事用進入路等

(1) 本工事施工範囲への進入路は国道108号線からの経路を考えており、図面のとおりと
する。

(2) 建設車両等の工事用進入路までの経路については、市道等を通行するものとし、集落
道、耕作道等の支線道路については原則通行しないこととする。やむを得ず通行の必要
が生じた際は、監督職員と協議するものとする。

(3) 一般道路及び工事用道路として使用する農道を通行する際は一般交通に十分配慮する
とともに、優先して通行させることとする。

- (4) 工事用進入路への経路として利用する周辺道路及び工事用道路として使用する市道及び公衆用道路に損傷等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告することとする。
- (5) 工事用進入路として利用する市道及び支線道路は受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、工事完了後、工事用進入路は撤去し原形復旧を行うものとし、工事用道路として利用した道路は道路補修を行うものとする。

2 建設発生土

(1) 搬出先

本工事で発生した残土は建設発生土として、次の場所に搬出するものとする。

搬出先	搬出期間	数 量	摘 要
民間土砂受入地 東成田建設発生土受入地	令和6年10月 ～令和7年3月	1,780m ³	建設発生土

3 現場発生材

(1) 搬出先

本工事で発生した金属くずは現場発生材として、次の場所に搬出するものとする。

搬出先	搬出期間	数 量	摘 要
東松島市大曲地内 大曲排水機場	令和6年10月 ～令和7年3月	2.54ton	SGP、I形鋼、溝形鋼、 平板、縞鋼板

4 仮締切工

既設護岸補修に際し土のうによる仮締切工を設置するものとし、位置は補修箇所が密集している10箇所、構造は土のう3段、水路法面から張り出し1.35m（土のう縦3列）、延長9m（土のう縦20列）とする。詰土は撤去する赤井堀排水路内の堆積土を使用する。

5 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

区 分	排水区分	排水量（最大）	備 考
既設護岸補修土のう 締切内水替	作業時排水	0～6m ³ 未満/h/箇所	

6 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工の費用は計上していないため、除雪工が必要になった場合は協議を行い、実績により変更追加する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図「借地範囲図」に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

（１）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中であっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障となる場合は監督職員と打合せのうえ、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。

（２）工事用地等は、別紙－３に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

（３）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高及び表土厚を確認するものとする。測定箇所については監督職員と現地にて確認するものとする。

（４）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

（５）工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

（６）工事用地は適正な管理の元整理整頓し、雑草等は刈取り、周辺圃場に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（７）工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けなければならない。

第7章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

（１）資 料 名

令和２年度 河南二期農業水利事業 赤井堀排水路実施設計(その２)業務報告書

（２）貸与期間 工事契約から工事完成まで

（３）返納場所 東北農政局 河南二期農業水利事業所

（４）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 現場発生材

（１）本工事で発生した撤去材（有価材）は別途売払いする計画であることから、発生した重量を計測し、監督職員に発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおりであるが、具体的な集積場所は監督職員と協議するものとする。

〔集積場所〕 大曲排水機場敷地内(宮城県東松島市大曲道下地内)

- (2) 撤去材（有価材）は、本工事及び施設の維持管理の支障とならない位置に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

第9章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第10章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであるが、これにより難しい場合は同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 砕石

工事用道路補修 再生クラッシャーラン RC-40

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
無筋コンクリート (一般構造物)	18	8	25	65以下	B B	間詰コンクリート

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書・試験成績書
砕石類（基礎砕石、路盤材、敷砂利）	試験成績書・粒度分析表

3 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第 11 章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は下記のとおりとする。別途、測量成果資料について貸与するものとする。

点 番 名	X (m)	Y (m)	標高 (m)	備考
T-51	-170084.638	35225.925	2.308	赤井堀排水路
S-2	-169967.381	35229.294	-	赤井堀排水路

2 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	敷砂利

なお、舗装材に使用する場合には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート殻	(有)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 五台 23-2	8:00～17:00	再生資源化 施設業者
無筋コンクリート殻	(有)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 五台 23-2	8:00～17:00	再生資源化 施設業者
廃プラスチック (土木シート)	(有)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 五台 23-2	8:00～17:00	再生資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 堆積土掘削・曝気・運搬

赤井堀排水路内の堆積土掘削については、左岸の農道側から撤去することで考えている。この農道には赤井堀排水路側の法肩にNTTの光ケーブル線が高さ4.3m～5.8mで架空配線されており、標準のバックホウでの掘削では支障となることから、スライドアーム型バックホウでの計画としているが、施工条件等により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

掘削した堆積土は仮設ヤードに仮置きし、曝気後に建設発生土受入地へ搬出するものとする。

6 既設護岸補修工

(1) 準備工

- 1) 間詰コンクリート補修部は、事前に高圧洗浄により堆積している汚泥など除去するものとする。
- 2) 湧水等が水路背面から流出する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。

(2) 既設護岸の状況確認

補修位置図をもとに、補修箇所の状況を確認する。補修位置図に記載のない欠損箇所確認された場合には、補修位置図に追補するとともに写真により欠損状況を記録するものとする。

7 既設構造物撤去工

- (1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

- (2) 既設構造物撤去数量については、撤去前に現地にて計測確認を行い、差異が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

8 耕地復旧工

- (1) 耕地の復旧は農用トラクタで2回掛けの耕起を行うものとする。

第12章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

2 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第13章 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1. TS等光波方式出来形管理技術	土工
2. TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術	
3. UAV空中写真測量出来形管理技術	
4. TLS出来形管理技術	
5. UAVレーザー出来形管理技術	
6. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術	
7. RTK-GNSS出来形管理技術	

8. ICT建設機械施工技術

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の(3)～(7)によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

(3) 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

(4) 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和2年度 河南二期農業水利事業 赤井堀排水路実施設計(その2)業務報告書	
2	工事図面 CADデータ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術活用工事の費用

1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

(1) 土質及び地質が異なった場合

(2) 転石が出現した場合

- (3) 排水量（湧水量）が想定量と大きく異なった場合
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
- (5) 他機関との協議事項に係るもの
- (6) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (7) 関連工事との調整に係るもの
- (8) 撤去数量の変更、及び新たに撤去物が生じた場合
- (9) 建設発生土受入先との協議により変更が生じた場合
- (10) 工事用地（借地）の地権者との立会いにより、仮設ヤード造成または借地返還の方法に変更が生じた場合
- (11) 土質状況等により、構造及び工法変更が必要となった場合
- (12) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- (13) 建設機械及び仮設材の基地について、変更が生じた場合
- (14) 道路管理者等との協議により施工範囲に変更が生じた場合
- (15) 現場及び周辺地域の湛水防止、湧水のために水替の追加が必要となった場合
- (16) 工事用電力は発動発電機を考えているが、商用電力に変更する場合
- (17) 有害物質の含有量調査が必要となった場合
- (18) 監督職員が設計変更に必要な測量、設計、数量計算、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- (19) 降雨等の影響により工期の変更が生じた場合
- (20) その他本仕様書に定めのないもの

第 15 章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書 工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

工事完成図書を土木工事等共通仕様書第 1 章 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答するこ

とを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
再生クラッシューラン	RC-40	石巻市
仮設材（敷鉄板）	t =22mm	仙台市

7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地

方参事官（議長）、関係課職員、河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書工事関係書類様式（様式-42））を記録し、相互に確認するものとする。

８ 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

１）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

２）工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

３）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日（※１）} \div \text{工期}$$

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※２}$$

※２ 補正係数：1.2

(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

9 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) ア～カの設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】

キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

10 現場環境改善費

- （１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議するものとする。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む）

	カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献
--	--

11 週休2日制工事の試行

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1）対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2）現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1）受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2）受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- 3）監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4）監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2）の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5）報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

（4）監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合

には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

12 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定においてにおいて加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。

なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況(工程管理)」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない(現場閉所率4週6休以上)場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐休日の確保を行った。

☐その他[理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐その他[理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業(務)所長用

☐その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(別紙-4)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(別紙-5)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－５）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

14 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 16 章 定めなき事項

- 1 この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				「概」と表示しているものは概数数量発注による数量
(1) 掘削工				
土砂等運搬		m3	1,780	
整地		m3	1,780	
堆積土掘削	スライドアーム型バックホウ	m3	1,780	
(2) 作業残土処理工				
土砂等運搬		m3	1,780	
積込（ルーズ）		m3	1,800	
作業残土処理		m3	1,780	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工	2号橋			
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m3	2.8	「概」
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート	m3	15	「概」
舗装版破碎	舗装モルタル	m ²	38	「概」
舗装版破碎積込（小規模土工）	舗装モルタル	m ²	38	「概」
殻運搬	無筋コンクリート	m3	2.8	「概」
殻運搬	有筋コンクリート	m3	15	「概」
殻運搬	舗装モルタル	m3	1.0	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m3	2.8	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m3	15	「概」
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	舗装モルタル	m3	1.0	「概」
橋梁鋼材撤去		橋	1	「概」
金属くず運搬		ton	2.54	「概」
コンクリートパイル切断		本	8	「概」

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)構造物取壊し工	3号橋			
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m ³	2.8	「概」
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート	m ³	15	「概」
舗装版破碎	舗装モルタル	m ²	38	「概」
舗装版破碎積込(小規模土工)	舗装モルタル	m ²	38	「概」
殻運搬	無筋コンクリート	m ³	2.8	「概」
殻運搬	有筋コンクリート	m ³	15	「概」
殻運搬	舗装モルタル	m ³	1.0	「概」
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート	m ³	2.8	「概」
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	有筋コンクリート	m ³	15	「概」
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	舗装モルタル	m ³	1.0	「概」
橋梁鋼材撤去		橋	1	「概」
金属くず運搬		ton	2.54	「概」
コンクリートパイル切断		本	8	「概」
3. 既設護岸補修工				
(1)既設護岸補修工				
間詰コンクリート	18-8-25BB	m ³	4.34	
型枠		式	1	
4. 仮設工				
(1)排水処理工				
排水ポンプ(仮設)	排水量0～6m ³ 未満/h 作業時排水	箇所	10	
(2)安全費				
交通誘導警備員		人	111	
(3)工事用進入口				

別紙ー1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	3,052	
(4)仮設ヤード	N0.46地点			
土木シート	設置～撤去 980N/3cm	m ²	450	
土木シート運搬・処分		m ³	1.35	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	120	
(5)仮設ヤード	N0.50地点			
土木シート	設置～撤去 980N/3cm	m ²	450	
土木シート運搬・処分		m ³	1.35	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	120	
(6)仮締切工	既設護岸補修			
土のう工	仕拵え～設置～撤去	m ³	15.60	
(7)準備工	護岸補修			
高圧洗浄	間詰コンクリート部 14.7Mpa	m ²	21.45	
(8)復旧工				
耕地復旧	耕起2回、雑物除去含む	m ²	992	
(9)既設道路補修				
既設道路補修	幅員3.5m t=5cm	m ²	3,520	
5. その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	赤井堀排水路（その４）工事
工事場所	宮城県石巻市広瀬地内他
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ①所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ②借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ①仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ②使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

③農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

①不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

②復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

③発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別紙－４

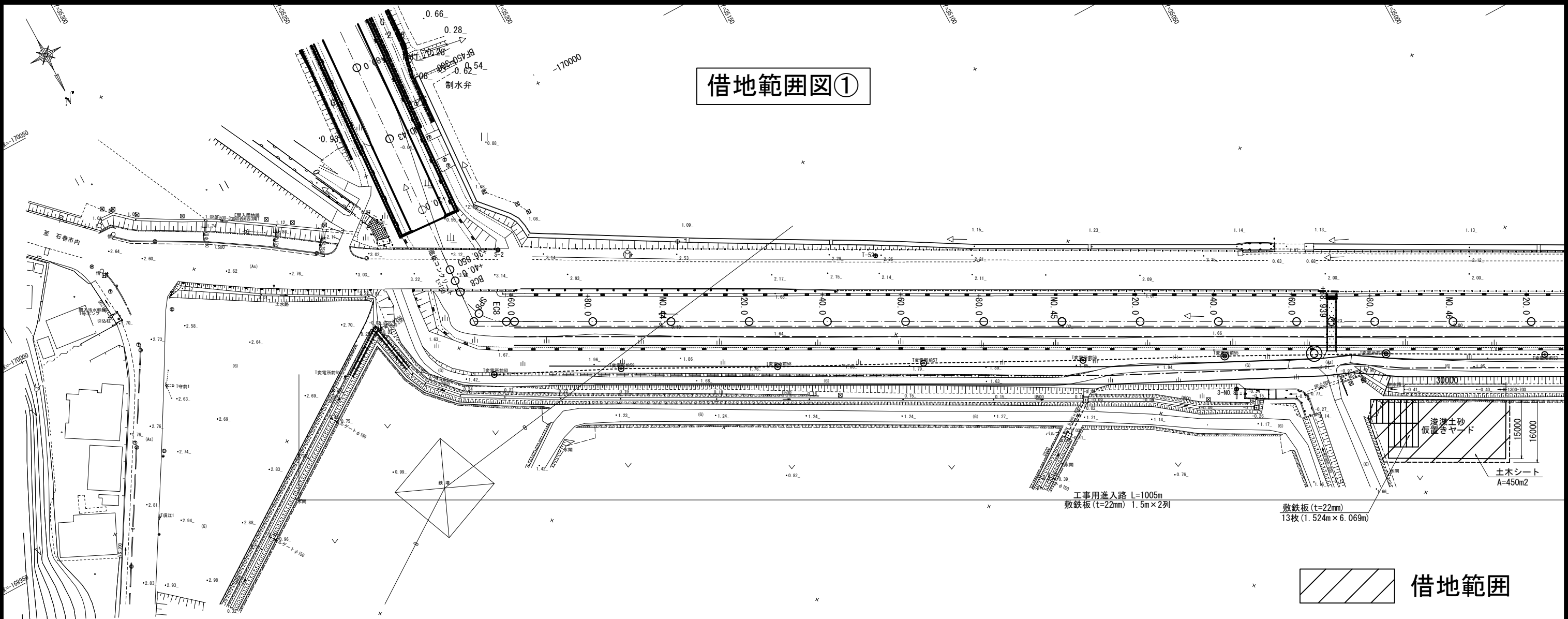
実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

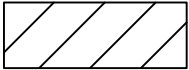
別紙－ 5

実績変更対象費に関する変更実施計画書

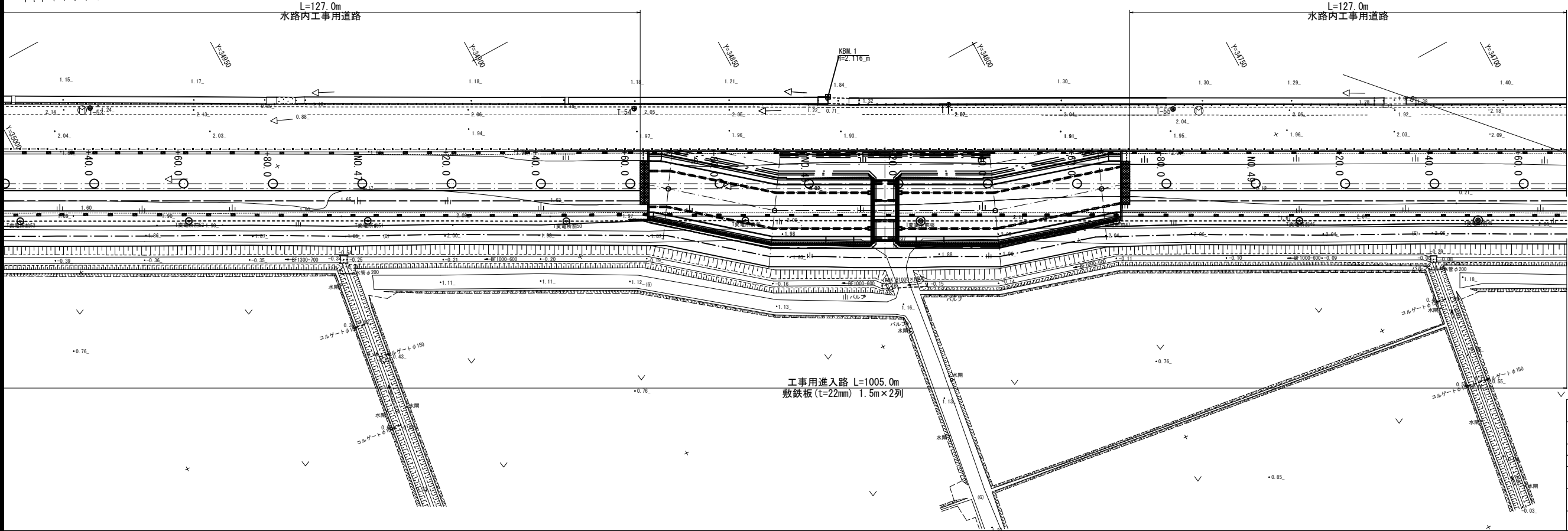
費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						



借地範囲図①



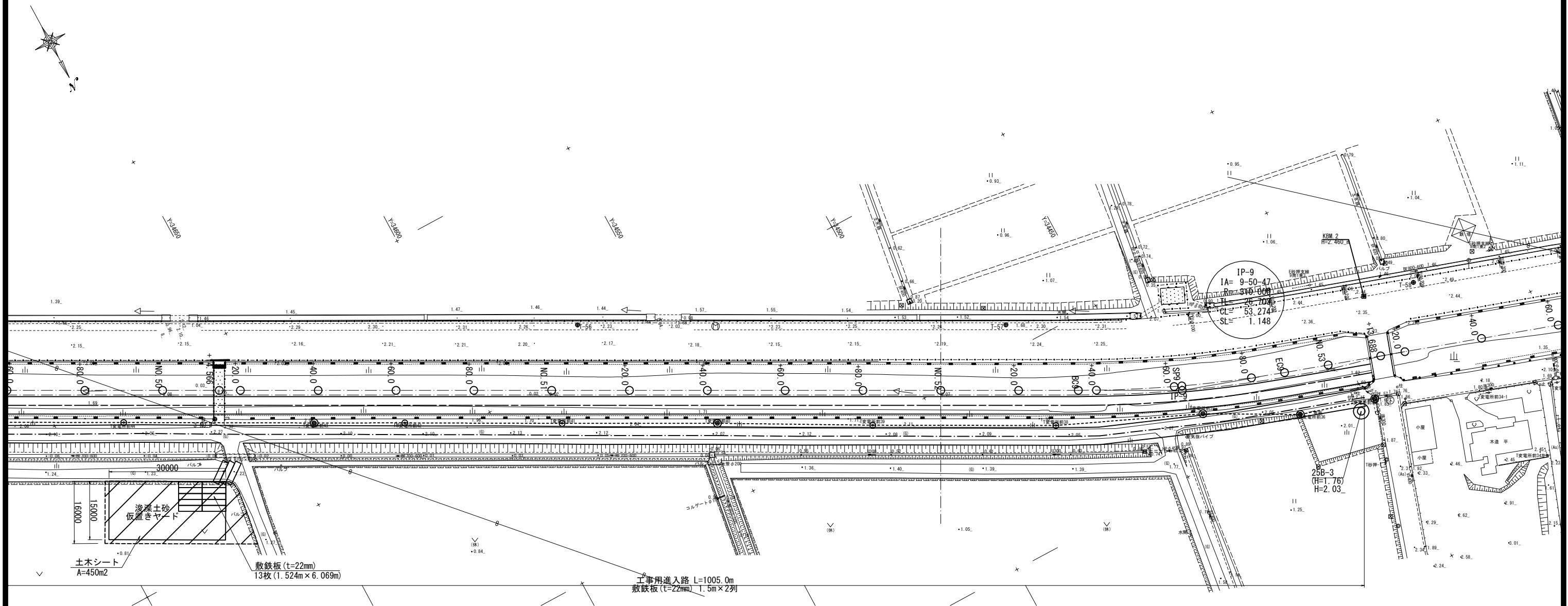
借地範囲



標高はH23及びH26測量成果に対して
隆起高(+0.27m)を考慮した値である。

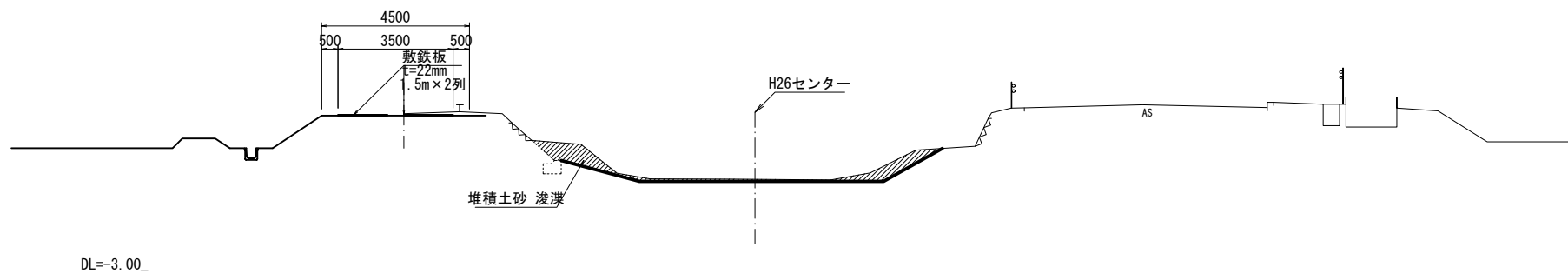
工 事 名	令和6年度 河南二期農業水利事業 赤井堀排水路(その4)工事		
図 面 名	借地範囲図①		
作成年月日			
縮 尺	S=1/500	図面番号	
会 社 名			
事業所名	東北農政局 河南二期農業水利事業所		

借地範囲図②



借地範囲

工事用道路標準断面図
S=1/100



工事名	令和6年度 河南二期農業水利事業		
図面名	赤井堀排水路(その4)工事		
作成年月日	借地範囲図②		
縮尺	S=1/500	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 河南二期農業水利事業所		

令和6年度 河南二期農業水利事業
赤井堀排水路（その4）工事
図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2 - 1 / 4	平面縦断図(1/4)	1	
2 - 2 / 4	平面縦断図(2/4)	1	
2 - 3 / 4	平面縦断図(3/4)	1	
2 - 4 / 4	平面縦断図(4/4)	1	
3 - 1 / 10	横断図(1/10)	1	
3 - 2 / 10	横断図(2/10)	1	
3 - 3 / 10	横断図(3/10)	1	
3 - 4 / 10	横断図(4/10)	1	
3 - 5 / 10	横断図(5/10)	1	
3 - 6 / 10	横断図(6/10)	1	
3 - 7 / 10	横断図(7/10)	1	
3 - 8 / 10	横断図(8/10)	1	
3 - 9 / 10	横断図(9/10)	1	
3 - 10 / 10	横断図(10/10)	1	
4	標準断面図	1	
5 - 1 / 2	補修位置図(1/2)	1	
5 - 2 / 2	補修位置図(2/2)	1	
6 - 1 / 7	右岸補修図(1/7)	1	
6 - 2 / 7	右岸補修図(2/7)	1	
6 - 3 / 7	右岸補修図(3/7)	1	
6 - 4 / 7	右岸補修図(4/7)	1	
6 - 5 / 7	右岸補修図(5/7)	1	
6 - 6 / 7	右岸補修図(6/7)	1	
6 - 7 / 7	右岸補修図(7/7)	1	
7	橋梁工撤去図	1	
8 - 1 / 3	工事用進入路計画図(1/3)	1	
8 - 2 / 3	工事用進入路計画図(2/3)	1	
8 - 3 / 3	工事用進入路計画図(3/3)	1	
計		29	